

うきは市農業委員会第12回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年2月10日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

報告第1号 農地法第3条許可の取消し願いについて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸		
副会長	15番	家永 学		
委員	1番	樋口 美智子	7番	後藤 一善
	2番	古賀 和妃郎	10番	佐藤 康成
	3番	山下 智	11番	石井 信一
	4番	樋口 幸代	12番	森 和正
	5番	内山 良江	13番	熊谷 正二
	6番	上村 泰司	14番	高浪 眞次

欠席委員 7番 後藤 一善

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 佐藤 光亮

会長 挨拶

局長 それでは早速議事に入りたいと思います。農業委員会会議規則第 5 条に基づき会長が議長を行う規定がございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは暫時議長を務めさせていただきます。本日の議事録署名人を 9 番委員 10 番にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速、議案審議に入ります。議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第 1-1 上程)

事務局 (議案 1-1 説明・朗読)

議長 それでは分科会で現地確認を行っておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの案件につきましては私の方からご説明いたします。

こちらの現地調査を行ったところ、既に農地の体をなしておらず、まさに駐車場になっております。隣接する家屋も一緒に購入するということでございますので特に問題ないかと思ひます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2 番 譲受人とお話ししたところ、こちらの土地は現状通りで使うということです。特に問題ないかと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 1-1 について賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし県の方に進達します。引き続き議案 1-2 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案 1-2 上程)

事務局 (議案 1-2 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明のとおりです。元々、梨畑でありましたが現在は更地になっております。周囲の状況からみてやむを得ないのと、むしろ若者がうきは市に住むという観点からすれば妥当ではないかと思ひますので特に問題ないと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16 番 先ほどの説明のとおりです。現在既に東隣に、家が建ち始めているような状態ですので、周囲の状態から見ても特に問題ないと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案１－２に賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。それでは議案第２号農地法第３条の規定による許可申請を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案２－１上程)

事務局 (議案２－１説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めるところですが、本日７番委員が欠席ですので事務局に預かった意見の説明を求めます。

事務局 今回の譲渡理由といたしましては、譲渡人の耕作困難、譲受人に関しましては小作地の取得をしたいとのことで特に問題は無いようです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－１について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可とします。引き続き議案２－２を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案２－２上程)

事務局 (議案２－２説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

５番 先ほどの説明の通りです。以前、譲受人の実母が所有していた土地を管理してくれないかということで今回の譲渡人へ売買しておりましたが、今回譲受人のご子息が農業をしたいとのことで買い戻す形になります。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－２について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成ということで許可とします。引き続き議案２－３を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案２－３上程)

事務局 (議案２－３説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 3 番 譲受人は以前から大規模に野菜を作っており、これまでは荒れていた農地も譲受人が管理するようになり見違えるほどきれいになっております。そのため特に問題ないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願いいたしします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

1 1 番 最近贈与が目立ってきているのですが贈与税はどのくらいかかりますか？

事務局 贈与税に関しましては土地の広さや控除額によって変わってくるところでありますので、その都度県税事務所、または市税務課の方にご相談いただければと思ひます。

議長 その他質疑がないので採決に入ります。議案 2－3 について賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可といたします。

議長 それでは議案 2－4 を議題とします。事務局の説明を求めます。

（議案 2－4 上程）

事務局 （議案 2－4 説明・朗読）

議長 それでは担当委員の意見を求めるところですが、本日 7 番委員が欠席ですので事務局に預かった意見の説明を求めます。

事務局 今回の譲渡理由としましては、市外在住のため管理困難。譲受理由としましては小作地取得のためとなっております。譲受人は既に長年耕作を行っているということで特に問題ないと思ひます。なお今回譲受人は法人であります。農地保有適格法人の要件を満たしているため特に問題ないと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願いいたしします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2－4 に賛成の方は挙手を求めます。

（全員賛成）

議長 はい、全員賛成ということで許可といたします。引き続き議案 2－5 を議題とします。事務局の説明を求めます。

（議案 2－5 上程）

事務局 （議案 2－5 説明・朗読）

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 譲渡人の高齢化で経営規模の縮小ということです。譲受人も高齢ですがご子息と一緒に耕作されるということで特に問題ないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願いいたしします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－５について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可とします。引き続き議案２－６を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案２－６上程)

(議案２－６説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

６番 先ほどの説明の通りです。譲渡人は管理ができないため規模縮小ということで譲受人は外国人実習生を数名抱えるほど大規模に農業をされており、今回経営規模拡大とのことなので、特に問題ないと思います。皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－６について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可といたします。引き続き議案２－７号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案２－７上程)

事務局 (議案２－７説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

１０番 先ほどの説明の通りです。譲渡人は遠方のため、耕作管理困難ということで今回兄妹である譲受人に贈与することにしたようです。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－７に賛成の方は挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可といたします。引き続き議案２－８を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案２－８上程)

事務局 (議案２－８説明・朗読)

議長 年金の再設定ということで担当者はおりませんので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－８について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可とします。引き続き議案２－９を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案２－９上程)

事務局 (議案２－９説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

２番 先ほどの説明の通りです。譲渡人の理由としましては高齢のため、譲受人の理由としましては、小作地取得のためとなっております。既に譲受人はこの農地で耕作をしております。それを今回譲り受けるという形になります。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－９に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 賛成ということで許可といたします。引き続き議案２－１０を議題とします。

(議案２－１０上程)

事務局 (議案２－１０説明・朗読)

議長 それでは担当が私ですので私の方から説明いたします。

この土地の辺りは基盤整備が進んでおり、一応基盤整備済みということになります。またここは譲受人が長年耕作をしておりますので特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－１０に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 賛成ということで許可といたします。引き続き議案２－１１を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案２－１１上程)

事務局 (議案２－１１説明・朗読)

議長 貸借権設定ということで担当者はおりませんので質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－１１に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可といたします。それでは議案第2号が終わりまして、引き続き議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案3-1・2・3・4・5・上程)

事務局 (議案3-1・2・3・4・5説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-1・2・3・4・5に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可としようきは市長へ回答いたします。続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

4番 資料を見ると借り手は県外在住となっておりますが、この方が来られて耕作されるということでしょうか。

事務局 借り手は愛知の方で大規模に葉物野菜を作っている実績があります。今回福岡の方でもできないかということで、従業員数名うきは市に住み込みで耕作する予定です。レインボーファームさんとも話して三年契約で試してみようということで今回の申請に至っております。

議長 他に質疑のある方は挙手を求めます。

11番 既にあるトマトハウスをすべてなくして葉物野菜を作ることですか。

事務局 基本的にはハウスはそのまま使います。トマトも端の方で耕作予定ということで特に問題ないかと思えます。皆様審議をよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑がないので採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということでうきは市長に報告いたします。それでは報告にはいりません。事務局は報告をお願いします。

(報告第1～3号説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印